

1.1 教育職員免許状の取得

(1) 本学の修士課程修了者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）等の規定により教育職員免許状取得の所要資格を得ることができる。

(2) 免許状の種類・教科

専攻名	免許状の種類・教科
工学専攻	高等学校教諭専修免許状・工業

他大学（高専専攻科を含む）からの大学院入学者のうち、教員免許状取得のための課程認定を受けていない大学から入学した者が、修士課程の2年間だけで、高等学校教諭専修免許状を取得することは、極めて困難である。

(3) 専修免許状取得要件

- 高等学校一種免許状（工業）を取得している、または高等学校一種免許状（工業）の取得条件を満たしていること
- 修士課程の授業科目のうち、各分野案内及び共通科目の付表の備考欄に記号「K」がある科目〔教科及び教科の指導法に関する科目（大学が独自に設定する科目）〕を**24単位**以上修得すること
- 原則、修士の学位を有する、または取得見込みであること

※高等学校一種免許状（工業）の取得については、学部履修案内を参照すること。

（参考）高等学校一種免許状（工業）取得に必要な単位数及び科目

教科及び教科の指導法に関する科目・単位	教育の基礎的理解に関する科目等・単位	文部科学省令に定める科目・単位
○工業の関係科目 34単位以上 ○職業指導論 2単位 工業科教育法Ⅰ 2単位 工業科教育法Ⅱ 2単位 ※詳細については、学部履修案内を参照すること。	教職論 2単位	日本国憲法
	教育原理 2単位	○憲法と現代 2単位
	教育心理学 2単位	体育
	教育法規・政策論 2単位	○体育Ⅰ 1単位
	教育課程論 2単位	△体育Ⅱ 1単位
	特別活動論 1単位	△トータルヘルスマネジメントとスポーツ
	教育工学・方法論 2単位	2単位
	（情報通信技術の活用を含む）	外国語コミュニケーション
	生徒・進路指導論 2単位	○総合英語Ⅰ 1単位
	教育相談の基礎 2単位	○総合英語Ⅱ 1単位
	教育実習（高） 3単位	数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作
	教職実践演習 2単位	〔数理、データ活用及び人工知能に関する科目〕 △数理・データサイエンス・人工知能への誘い 2単位 △データサイエンスA 2単位 △データサイエンスB 2単位 △データサイエンスC 2単位 △データサイエンスD 2単位 △データサイエンスEⅠ 1単位 △データサイエンスEⅡ 1単位
	（中・高）	
	特別支援教育論 1単位	
	総合的な学習の時間指導法 1単位	

		〔 情報機器の操作 〕 △情報検索論 2 単位 △基礎情報処理演習 2 単位 △情報処理概論 2 単位 △情報システム概論 2 単位 ※「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」または「情報機器の操作」のいずれかの科目で 2 単位を修得すること。
60～84 単位	0～24 単位	各欄から各 2 単位 計 8 単位
合計 84 単位		

注：○は免許状取得における必修科目、△は免許状取得における選択必修科目であることを示す。

- (4) 高等学校専修免許状（工業）を取得するためには、高等学校一種免許（工業）取得に必要な「教科及び教科の指導法に関する科目」36単位、「教育の基礎的理解に関する科目等」24単位（「工業」の免許では「教科及び教科の指導法に関する科目（工業科教育法Ⅰ、Ⅱを除く）」で代替可）、「文部科学省令に定める科目」8単位及び修士課程の授業科目のうち「教科及び教科の指導法に関する科目（各分野案内及び共通科目の付表の備考欄に記号「K」がある科目）」24単位を修得しなければならない。

なお、「文部科学省令に定める科目」は「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」の4科目が指定されており、各2単位を修得しなければならないが、それらに充当する科目として、本学では学部において、上記の所科目が開講されている。

- (5) 教育職員免許については、教職関係科目の授業時等の場で必要に応じてガイダンスを行う。

- (6) 在学中に教育職員免許状取得に必要な単位を修得した学生は、次の方法により免許状を申請できる。

① 一括事前申請

修了年次の学生に対して、本学で一括して新潟県教育委員会に申請する。希望者は、第2学年第2学期に学務課が行うガイダンスを受け、所定の申請書類を学務課に提出すること。

② 個人申請

一括事前申請をしなかった学生は、個人申請となるので、修了後、申請を希望する都道府県の教育委員会に直接問い合わせる申請すること。